

講義 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施事例（Ⅰ）赤城地区・銃猟

一般財団法人自然環境研究センター 鳥獣被害防止部 青木 豊

1. 事業概要

赤城山では、ニホンジカに起因する、ニッコウキスゲに代表される高山植物の衰退、交通事故の発生といった問題が確認されていた。この問題の解決を目的とし、2009（平成21）年度から個体数調整事業を実施してきた。これまでの捕獲により、最近では県道におけるニホンジカとの接触事故も減少し、夜間の目撃情報も激減している。また、高層湿原として有名な覚満淵周辺においては、周囲を防鹿柵で囲う被害防除対策が実施され、ミズバショウやニッコウキスゲなどの植物が復活している。

2. 指定管理事業への移行経緯及び実施体制

平成21年度から事業が開始された。平成27年の法改正を受けて、以降は指定管理鳥獣捕獲等事業として実施している。現在は、一般財団法人自然環境研究センター（以下、自然研という。）が銃猟、株式会社シムックス（以下、シムックスという。）がわな猟、一般社団法人群馬県猟友会が東大河原鳥獣保護区でわな猟を行っている。

自然研とシムックスは、基本業務提携契約を締結しており、自然研から捕獲技術の指導を継続的に行っている。

3. 当該指定管理鳥獣捕獲等事業における課題

これまでの捕獲により、植生の回復や交通事故の減少などの成果が認められており、継続を求める声が多い。一方で、事業者間の捕獲圧の差から生息地の変化が生じており、効率的な捕獲が困難になりつつある。また、事業を複数の法人に分散化することで、間接経費が増加することから事業規模が縮小してしまう傾向がある。

4. 認定事業者側の課題

法人として求められる業務遂行力、コンプライアンス、安全管理などには、引き続き留意していく必要がある。特に、捕獲のプロフェッショナルとして問われる「質」と「量」の維持と向上は、これまでの組織にはないレベルを目指していきたい。

5. 今後の指定管理鳥獣捕獲等事業の課題

狩猟者の高齢化と減少により、従来からのボランティアに依存していた捕獲体制の限界が近づきつつある。各地で新人ハンターの養成が行われつつあるが、「質」が伴わなければ、鳥獣害対策に貢献することは難しい。今後、認定事業者が受け皿として十分活躍するためには、「指定管理鳥獣捕獲等事業という市場」が育成できるかどうかにかかっている。